

令和7年度補正予算 大規模業務産業用蓄電システム等導入支援事業

「よくあるご質問」

No.	質問内容	回答	公募要領
1	小規模業務産業用蓄電池事業との違いを教えてください。	公募要領の及び当団体ホームページにてフロー図がありますので、そちらをご確認のうえ、ご不明点等あれば、お問い合わせください。	P.2
2	蓄電システムPCS合計出力が100kW未満の場合、申請できますか。	申請不可です。ただし、別途実施しているDR小規模業務産業用蓄電池事業（略称）で申請が可能です。	P.2,P.13
3	将来用や予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	将来用設備や予備設備等に係る費用については、補助対象外となります。	P.18
4	DRの契約期間に定めはありますか。	DRの契約期間は指定があります。少なくとも運転開始後3年間は、継続してDR契約の締結、又はDRメニューへの加入を継続する必要があります。	P.10
5	「目標価格」を超えた場合、申請は可能ですか。	蓄電システムの購入価格（設備費+工事費・据付費、税抜）の合計が目標価格（11.9万円/kWh）を上回る場合、申請不可です。	P.13
6	低圧の需要側（工場、ビル等）に設置する蓄電システムは対象となりますか。	対象外です。本事業は高圧以上の需要側（工場、ビル等）に設置する蓄電システムが対象となります。	P.13
7	複数の蓄電システムを段階的に導入する（例えば、2年目に1台、3年目に1台）事業計画は、認められますか。	個別、事前にSIIまでご相談ください。	—
8	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	1事業者あたりの申請数の上限はありません。申請単位は、一般送配電事業者等との「系統連系契約（申込）」ごと又は小売電気事業者との「電力契約」ごととなります。	P.16
9	交付決定前に発注してしまいましたが、補助対象になりますか。	補助対象外です。交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。	P.43
10	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定を通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページで公開されます。	P.40
11	契約、発注等はいつから可能ですか。	補助事業に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。	P.43
12	3者見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	3者見積を取得した業者の中であれば、最安値以外の業者以外にも発注は可能です。ただし、その場合においても、補助対象経費が最安値だった見積金額を、上限として、補助金額を算出します。	P.33
13	補助対象経費として、現場管理費は認められますでしょうか。	設備設置工事に直接関与する費用（現場安全管理費等）は補助対象経費として認められる場合があります。設備設置工事に直接関与しない費用（一般管理費等）については、補助対象外となります。	P.17
14	同一資本関係にある見積依頼先から取得した見積書は有効ですか。	申請者と同一資本関係にある見積依頼先から取得した見積書は有効です。ただし、3者見積の見積依頼先の中で同一資本関係にある法人（関連会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得してください。	P.32